

「静岡県産食品の首都圏テストマーケティング業務」 仕様書

1 委託業務の名称

静岡県産食品の首都圏テストマーケティング業務

2 委託期間

契約締結日から令和4年2月4日（金）まで

3 予算上限額

金3,800,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）

4 委託業務内容

テストマーケティングに必要な企画の立案・運営及び実績報告

項目	内容
1 販売期間	1商品につき最低2週間は行うこと
2 販売場所	東京駅など主要ターミナル駅及びその周辺で、かつ、人の流れが多く集客が見込める場所で行うこと
3 商品数	常温・冷蔵品合わせて38商品以上を扱うこと
4 商品募集	委託者が行う募集に対して、商品情報の項目等、必要な助言を行うこと
5 業務説明	応募を検討する事業者に対して、業務説明会（45分程度）をオンラインで開催すること
6 商品選定	委託者とともに、応募商品の中から販売する商品を選定すること
7 商品販売	選定商品の仕入れ、陳列、冷蔵、販売、撤去等商品販売に係る一切を行うこと
8 宣伝広告	静岡県産品である旨を来客が認識できるよう宣伝を行うこと
9 情報収集	販売実績及び来客の反応などから商品の改善等につながる情報を収集すること
10 フォローアップ	収集した情報等により商品改善などにつながるアドバイスをレポートを作成し、1社あたり30分程度、原則対面にて、フォローアップ面談を行うこと
11 実績報告	テストマーケティングの結果及びフォローアップ内容をまとめた業務実績報告書を作成し提出すること

5 その他留意事項

- （1）委託費の支払いは、委託業務完了後の精算払いとする。
- （2）個人情報保護法（平成15年法律第57条）及び静岡県個人情報保護条例（平成14年静岡県条例第58号）を遵守するなど、個人情報の管理には十分留意すること。
- （3）委託業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、または請け負わせないこと。ただし、委託者の承認を受けた場合は、この限りではない。
- （4）期間中は、主任担当者を置き、常時、連絡が取れる体制をとること。